



下呂市職員の希望降格制度に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 7 月 28 日

下呂市長 山 内 登



令和 8 年下呂市規則第61号

下呂市職員の希望降格制度に関する規則の一部を改正する規則

下呂市職員の希望降格制度に関する規則（平成17年下呂市規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<u>下呂市職員の希望降任制度に関する規則</u> （目的） 第 1 条 この規則は、職員の<u>降任</u>に対する希望を尊重し、個人の能力と意欲に応じた任用を行うことにより、職員の勤務意欲の向上を図り、もって組織の活性化を図ることを目的とする。 （対象職員） 第 2 条 <u>降任</u>を希望することができる職員は、<u>別表に規定する職員</u>で、次に掲げるものとする。 （1）～（3） （略） <u>（降任の申出）</u>	<u>下呂市職員の希望降格制度に関する規則</u> （目的） 第 1 条 この規則は、職員の<u>降格</u>に対する希望を尊重し、個人の能力と意欲に応じた任用を行うことにより、職員の勤務意欲の向上を図り、もって組織の活性化を図ることを目的とする。 （対象職員） 第 2 条 <u>降格</u>を希望することができる職員は、<u>下呂市職員の給与に関する条例（平成16年下呂市条例第48号）別表第 1 給料表 ア 行政職給料表（1）の適用を受ける職員のうち、職務の級が 4 級以上の者</u>で、次に掲げるものとする。 （1）～（3） （略） <u>（降格の申出）</u>

改正後	改正前						
度の昇任は、これを妨げない。 2 任命権者は、前項の昇任の適否について判定し、昇任を適当と認めたときは、当該職員を他の職員と同様の手続により昇任させることができる。	度の昇格は、これを妨げない。 (再昇格の場合の号給) 第8条 再昇格をした降格職員の号給は、規則第23条第4項の規定により、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、昇格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第7に定める昇格時号給対応表の昇格後の号給欄に定める号給とする。						
別表（第2条及び第3条関係） <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象職員</th><th>降任後の職務の級</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>下呂市職員の給与に関する条例（平成16年下呂市条例第48号。以下「条例」という。）別表第1 給料表 ア 行政職給料表（1）の適用を受ける職員のうち、職務の級が4級以上の者</td><td>6級以下 3級まで</td></tr> <tr> <td>条例の適用を受ける職員で、別表第1 給料表 ア 行政職給料表（1）以外の給料表の適用を受けるもののうち、職務の級が3級以上の者</td><td>4級以下 2級まで</td></tr> </tbody> </table>	対象職員	降任後の職務の級	下呂市職員の給与に関する条例（平成16年下呂市条例第48号。以下「条例」という。）別表第1 給料表 ア 行政職給料表（1）の適用を受ける職員のうち、職務の級が4級以上の者	6級以下 3級まで	条例の適用を受ける職員で、別表第1 給料表 ア 行政職給料表（1）以外の給料表の適用を受けるもののうち、職務の級が3級以上の者	4級以下 2級まで	
対象職員	降任後の職務の級						
下呂市職員の給与に関する条例（平成16年下呂市条例第48号。以下「条例」という。）別表第1 給料表 ア 行政職給料表（1）の適用を受ける職員のうち、職務の級が4級以上の者	6級以下 3級まで						
条例の適用を受ける職員で、別表第1 給料表 ア 行政職給料表（1）以外の給料表の適用を受けるもののうち、職務の級が3級以上の者	4級以下 2級まで						

様式第1号（第3条関係）

希望降任申出書

年 月 日

任命権者 様

所属

補職

氏名

印

私は、次の理由により降任を希望しますので、申し出ます。

降任を希望する理由、降任後に従事したい職務等について記入してください。

確 認	所属部長	所属課長

様式第1号（第3条関係）

希 望 降 格 申 出 書

年 月 日

任命権者 様

所属

補職

氏名

印

私は、次の理由により降格を希望しますので、申し出ます。

<u>降格</u> を希望する理由、 <u>降格</u> 後に従事したい職務等について記入してください。

確 認	所属部長	所属課長

附 則

この規則は、公布の日から施行する。